

国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（抄）

平成13年4月1日付け13水研第65号

（一般競争に参加させることができない者）

第12条 経理責任者等は、特別の理由がある場合を除き、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

（一般競争に参加させないことができる者）

第13条 経理責任者等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- （1） 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施に当たり役職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- （6） 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- （7） この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加させないことができる」とされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 経理責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 経理責任者等は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を一般競争に参加させないことができる。